

芦屋市赤ちゃんの駅設置事業実施に係る登録施設管理者遵守事項

(目的)

- 1 乳幼児をもつ保護者が外出中に気軽に立ち寄り、授乳や搾乳、おむつ交換等ができる施設を赤ちゃんの駅として登録し、その所在を広く周知するとともに、その設置を促すことにより、安心して外出を楽しめる環境づくりを推進し、もって子育て支援に寄与する。

2 サービスの提供

下記(1)～(3)のいずれか1つのサービス提供を行い、衛生面と安全面に配慮すること。

(1) 授乳及び搾乳の場の提供

利用者のプライバシーが守られ、外部の目を気にせず授乳・搾乳できるよう図ること。

(2) おむつ交換の場の提供

乳幼児のおむつ交換が可能な設備があること。

(3) 調乳用の湯の提供

利用者から、調乳用のお湯を求められたときは、可能な限り提供すること。

その場合、世界保健機関及び国連食糧農業機関が作成、公表し厚生労働省が知らせている乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインに沿った安全な調乳用のお湯(飲用水を沸かし、湯は 70℃以上に保ち、沸かしてから 30 分以上放置しない等の条件等を満たすもの)を提供すること。

ただし、設備がない場合は、代替措置を講じれば足りるものとする。

3 登録変更等

登録施設管理者が赤ちゃんの駅として登録した内容を変更し、又は登録を辞退しようとするときは、赤ちゃんの駅登録内容変更・辞退届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

4 施設の管理及び利用の制限等

(1) 赤ちゃんの駅は登録施設管理者の責任において管理する。

(2) 備品等は、定期的に点検し、不具合がある場合は、登録施設管理者自らの責任において修理・交換等を行い、子どもの安全の確保のため、可能な限り安全・安心の向上を図ること。

(3) 取り扱い等に注意が必要な備品等については、説明書・注意書などを利用者の目に付くところに設置すること。

(4) おむつ交換台等を備えている場合は、事故防止に配慮し必要な措置を行うこと。

① おむつ交換台等のガタツキ、安全ベルトの傷み、ネジの緩み等の不具合がないこと等の確認を怠らないこと。

② 転落事故防止等のため、おむつ交換台の取り扱いについて、利用者へ注意を促すこと。

(5) 登録施設管理者は、次のいずれかに該当する場合、赤ちゃんの駅の利用を制限し、又は利用者に退去を命ずるなどの必要な措置を講ずること。

- ① 安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
- ② 利用者が登録施設管理者の指示に従わなかったとき。
- ③ 施設管理上に支障があるとき。

5 表示

登録施設管理者は、施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた標示物(ステッカー等)を掲示して管理すること。また、授乳の場の提供のみが可能な施設もしくはおむつ交換の場の提供のみが可能な施設は、その旨を標示物(ステッカー等)に隣接して掲示すること。

6 実施状況報告等

市長は、登録施設管理者に対して、報告を求めたとき、また登録施設の現状の確認を要するときは、速やかに対応を行なうこと。

以 上

芦屋市長 宛

芦屋市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱及び芦屋市赤ちゃんの駅の登録要領を了知の上、上記について遵守いたします。

年 月 日

(申請者)所在地

法人名

代表者名

施設名